

○静岡県地球温暖化防止条例施行規則

平成19年3月30日

規則第24号

静岡県地球温暖化防止条例施行規則をここに公布する。

静岡県地球温暖化防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県地球温暖化防止条例(平成19年静岡県条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(特定事業者)

第3条 条例第12条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 4月1日においてエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)第10条第2項に規定する第1種エネルギー管理指定工場等又は省エネ法第13条第2項に規定する第2種エネルギー管理指定工場等を県内に設置している者(次号及び第3号に掲げる者を除く。)
- (2) 次のいずれかに該当する者

ア 小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者(以下「小売業者等」という。)であって、その県内に存する全ての事業所の原油換算エネルギー使用量(前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。)の合計が1,500キロリットル以上であるもの(当該事業所の数の10分の8以上の数の事業所が常態として24時間営業しているものに限り、イに掲げるものを除く。)

イ 親業者(小売業者等に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、当該小売業者等からこれらの対価を得る者をいう。以下同じ。)であって、当該親業者及び加盟業者(小売業者等であって、当該親業者から、商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者にこれらの対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。)の県内に存するすべての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上であるもの(当該事業所の数の10分の8以上の数の事業所が常態として24時間営業しているものに限る。)

(3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。)の台数が100台以上であること。

イ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車の台数が100台以上であること。

ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が150台以上であること。

(4) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第6条第2号から第7号までに掲げる事業所のいずれかを県内に設置している者であって、4月1日において常時使用する従業員の数が21人以上であるもの(前2号に掲げる者を除く。)

(一部改正〔平成22年規則14号・28年54号・30年61号〕)

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第4条 条例第12条第1項(同条第2項においてその例による場合を含む。第3項において同じ。)の規定による温室効果ガス排出削減計画書の作成は、温室効果ガス排出削減計画書を提出する日の属する年度から3箇年度(以下「計画期間」という。)を対象とし、事業所(前条第2号及び第3号に掲げる者にあつては、事業者)ごとに行うものとする。

2 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項(第1号及び第2号に掲げる事項については、当該特定事業者が前条第1号又は第4号に掲げる者である場合に限る。)とする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所において行われる事業
- (3) 計画期間
- (4) その他知事が必要と認める事項

3 条例第12条第1項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出は、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則54号〕)

第5条 削除

(〔平成28年規則54号〕)

(温室効果ガス排出削減報告書の提出)

第6条 条例第13条の規定による温室効果ガス排出削減報告書の提出は、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則54号〕)

(特定大規模事業所)

第7条 条例第16条第1項の規則で定める事業所は、4月1日において常時使用される従業員の数が1,000人以上の事業所(同日における当該従業員の数の10分の6以上の数の従業員が自家用自動車のみで通勤しているものに限る。)とする。

(自動車通勤環境配慮計画書の作成等)

第8条 条例第16条第1項(同条第2項においてその例による場合を含む。第3項において同じ。)の規定による自動車通勤環境配慮計画書の作成は、自動車通勤環境配慮計画書を提出する日の属する年度から3箇年度(以下「配慮計画期間」という。)を対象とし、事業所ごとに行うものとする。

2 条例第16条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定大規模事業所に最寄りの駅
- (2) 前号の最寄りの駅から特定大規模事業所までの交通手段及びその所要時間
- (3) 配慮計画期間
- (4) 4月1日において常時使用する従業員の数
- (5) 前号の従業員のうち、自家用自動車のみで当該特定大規模事業所に通勤する従業員の数
- (6) その他知事が必要と認める事項

3 条例第16条第1項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出は、配慮計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則54号〕)

第9条 削除

(〔平成28年規則54号〕)

(自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出)

第10条 条例第17条の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出は、配慮計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則54号〕)

(特定機械器具)

第11条 条例第21条第1項の規則で定める機械器具は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第15条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹き形で壁掛け形のをいう。以下同じ。)
 - (2) テレビジョン受信機(省エネ法施行令第15条第4号に掲げるテレビジョン受信機をいう。以下同じ。)
 - (3) 電気冷蔵庫(省エネ法施行令第15条第10号に掲げる電気冷蔵庫をいう。以下同じ。)
 - (4) 電気便座(省エネ法施行令第15条第16号に掲げる電気便座をいう。以下同じ。)
- (一部改正〔平成22年規則14号・28年54号・30年61号〕)

(特定機械器具販売事業者に該当することとなる販売台数)

第12条 条例第21条第1項の規則で定める台数は、前条各号に掲げる特定機械器具の区分ごとに、それぞれ5台とする。

(省エネルギー性能情報に関する表示)

第13条 条例第21条第1項の規定による省エネルギー性能情報の表示は、次の各号に掲げる特定機械器具の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置(平成18年経済産業省告示第258号。以下「経済産業省告示」という。)1—2(4)に規定する別に定める様式
 - (2) テレビジョン受信機 経済産業省告示3—2(4)に規定する別に定める様式
 - (3) 電気冷蔵庫 経済産業省告示7—2(4)に規定する別に定める様式
 - (4) 電気便座 経済産業省告示13—2(4)に規定する別に定める様式
- (一部改正〔平成22年規則14号・28年54号〕)

(新車に係る説明事項)

第14条 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の量
- (2) 燃料の種別及び燃料消費率

(特定建築主に該当することとなる新築等の規模)

第15条 条例第24条第1項の規則で定める規模は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートルとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第16条 条例第24条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該建築物の設計者に関する事項
- (2) 建築物環境配慮計画書を作成した者の氏名及び連絡先
- (3) 工事完了の予定年月日
- (4) 当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置の評価に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 条例第24条第1項(同条第2項においてその例による場合を含む。)の規定による建築物環境配慮計画書の提出は、当該建築物の新築等に係る工事に着手しようとする日の21日前までに行うものとし、提出部数は2部とする。

(一部改正〔平成28年規則54号〕)

(変更に係る事項を記載した建築物環境配慮計画書の提出)

第17条 条例第24条第3項の規定による変更に係る事項を記載した建築物環境配慮計画書の提出部数は2部とする。

2 前項の建築物環境配慮計画書を提出する場合において、条例第24条第1項第3号若しくは第4号又は前条第1項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前までに行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則54号〕)

第18条 削除

(〔平成28年規則54号〕)

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第19条 条例第26条の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 当該建築物の名称及び所在地
- (2) 当該建築物の概要
- (3) 当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置
- (4) 当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置の評価に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、平成19年度を初年度とする計画期間の温室効果ガス排出削減計画書の作成及び提出については、同条第1項中「3箇年度」とあるのは「4箇年度」と、同条第3項中「計画期間の初年度の7月末日」とあるのは「平成19年10月末日」とす

る。この場合において、様式第1号の書式を調整して使用するものとする。

- 3 第8条の規定にかかわらず、平成19年度を初年度とする配慮計画期間の自動車通勤環境配慮計画書の作成及び提出については、同条第1項中「3箇年度」とあるのは「4箇年度」と、同条第3項中「配慮計画期間の初年度の7月末日」とあるのは「平成19年10月末日」とする。この場合において、様式第3号の書式を調整して使用するものとする。
- 4 この規則の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認(同法第6条の2第1項の規定により、同法第6条第1項の規定による確認とみなされる場合を含む。)の申請書の提出若しくは同法第18条第2項の規定による通知(以下これらを「申請書の提出等」という。)を行い、又は同法第6条第1項の確認済証(同法第6条の2第1項の規定により、同法第6条第1項の確認済証とみなされる場合を含む。)の交付若しくは同法第18条第3項の確認済証の交付(以下これらを「確認済証の交付」という。)を受けている特定建築主の当該申請書の提出等又は当該確認済証の交付に係る建築物の新築等については、第16条第3項中「当該建築物の新築等に係る工事に着手しようとする日の21日前までに」とあるのは「この規則の施行の日以後、速やかに」とする。

附 則(平成22年3月31日規則第14号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第11条に1号を加える改正規定及び第13条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成28年10月11日規則第54号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条、第11条及び第13条の改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年11月6日規則第61号)

この規則は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第45号)の施行の日から施行する。ただし、第3条第4号及び第11条の改正は、公布の日から施行する。